

国際関連情報 国際会議等

# ASBJ と IASB による 第 12 回共同会議の概要

シニア・プロジェクト・マネージャー 専門研究員 ちゅうじょう えみ 中條 恵美

## I. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）は、2010年9月9日と10日にわたり、ロンドンのIASBオフィスで第12回の会合を行った。ASBJからは西川委員長、

加藤副委員長とスタッフ、IASBからは Tweedie 議長、McGregor 理事、山田理事とスタッフが参加した。また、上記のほか、新井副委員長、都委員、野村委員、関根委員とスタッフがテレビ会議で東京から参加した。

以下、第12回会合の概要を紹介するが、文中の意見にわたる部分は筆者の私見である。

## II. 全体のスケジュール

日時	議題	主な内容
9月9日 午前	ASBJ Update	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本における IFRS の適用と ASBJ におけるコンバージェンスプロジェクトの概要</li> </ul>
	IASB Update	<ul style="list-style-type: none"> <li>最近の作業計画</li> </ul>
(公開)	金融商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融負債（分類及び測定）</li> <li>金融資産の減損</li> <li>ヘッジ会計</li> </ul>
午後 (公開)	連結	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決権が過半数に満たない場合のパワーの考え方</li> <li>報告企業のために行動する当事者の取扱い</li> <li>潜在的議決権や解任権の取扱い</li> </ul>
	リース	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸手の会計処理に関するアプローチの使い分け</li> <li>収益認識 ED における支配の移転の概念との整合性</li> <li>履行義務アプローチにおける2つの資産 その他</li> </ul>
9月10日 午前	IFRS の解釈に関する問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS の任意適用の状況と解釈問題への対応</li> </ul>
(公開)	収益認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>履行義務の識別及び測定</li> <li>収益認識モデル（返品権を含む）における支配</li> <li>製品保証</li> </ul>

### Ⅲ. 議事概要

#### 1. ASBJの活動状況のアップデート

##### (1) ASBJの活動のアップデートの説明

我が国会計基準のコンバージェンスの状況のほか、以下のASBJの取組みについて説明を行った。

##### ① IFRSの任意適用にあたってのASBJの対応

2010年3月期からの国際財務報告基準(IFRS)の任意適用が認められ、強制適用の判断が2012年を目途に行われる状況下において、日本経団連と日本公認会計士協会が事務局となるIFRS導入準備タスクフォースとASBJ内に設置されたIFRS実務対応グループが、協力してIFRSの任意適用のサポートをしている。

##### ② 個別財務諸表の会計基準及び非上場会社の会計基準に関する検討

我が国会計基準のコンバージェンスが進められる中、個別財務諸表に適用される会計基準及び非上場の会計基準のあり方について、検討が行われている。

##### ③ アジア・オセアニア地域におけるIFRS導入に関する活動の強化

2009年、アジア・オセアニア地域におけるIFRSの採用やコンバージェンスの促進、IASBへの意見発信等を目的としたアジア・オセアニア基準設定主体グループ(AOSSG)が発足し、2010年9月末には、日本が議長国となって、アジア・オセアニア地域の多くの国が参加する第2回AOSSG会議を開催する予定である。

##### ④ 中期運営方針の公表

ASBJが2010年6月に新たな中期運営方針を公表し、2012年までの活動の基本方針及びIFRSの強制適用を見据えた将来のASBJのあり方の研究についての方針を策定したことを説明した。

#### (2) 意見交換の概要

以下のような点に関して意見交換が行われた。

- 個別財務諸表及び非上場会社の会計基準のあり方の検討状況
- IFRS適用の際のASBJの役割
- IASBの活動に対するAOSSGの貢献への期待

#### 2. IASBの活動状況のアップデート

##### (1) IASBの活動のアップデートの説明

IASBは2010年6月に、米国財務会計基準審議会(FASB)との間でコンバージェンス作業に関する共同声明を公表し、また、その後に公表された進捗報告の中で、IFRSと米国会計基準の改善と収斂のための新たな戦略とワークプランを示している。これに基づき、IASBから、適用時期と移行措置についての協議文書が別途公表予定であることや、連結、認識の中止、金融商品、財務諸表の表示など、ワークプランに変更があったプロジェクトや他のMOU項目を中心に説明が行われた。

#### (2) 意見交換の概要

以下のような点に関して意見交換が行われた。

- 適用時期と移行措置についての協議文書の範囲や公表時期
- 各プロジェクトのワークプラン
- 将来のアジェンダに関する戦略

#### 3. 金融商品

##### (1) 減損

冒頭、IASBから、現在行われている審議の中では、4つの段階に区分して再検討を行っている旨の説明がなされた。

- ① どの期間の予想損失を償却原価計算に含めるか—この点については、金融商品の全期間の損失を含めるということで暫定決定している。

- ② 当初予想損失をどのように認識するか— 2010年9月のIASB会議で検討されるが、当初にすべて認識するか、全期間に配分するかということと、配分する場合に実効金利に含めるのか、実効金利とは別個に配分するかという論点がある。
- ③ 事後の予想損失の変動をどのように認識するか— 一時点で全額認識するか、期間に配分するかということと、これらを金融資産の (good book/bad book) によって使い分けるかという論点がある。
- ④ 引当金の下限額の設定の要否— 提案モデルにより算定された引当金が、現行のIAS第39号に基づき算定された引当金よりも少ない場合は、後者を引当金額とするかどうかという論点がある。

この点に関して、以下のとおり、意見交換が行われた。

- 事後の予想損失の変動を期間に配分するとの方法は、ASBJのコメントでも触れられている。これと good book/bad book を組み合わせる方法は日本の実務にフィットする可能性がある。(ASBJ)
- 金融資産を good book/bad book に分ける方法は、公開草案で提案した予想損失モデルとも異なり、2つのモデルの組み合わせとなる。また、その線引きは難しく、現行の発生損失モデルと同様に、比較可能性の欠如の欠点を引き継ぐ可能性がある。一方で、こうした方法は銀行の信用リスク管理実務にうまくフィットするとの主張もあり、専門家諮問パネルでは、bad book に含まれる金融資産は、good book の資産よりも、しっかり管理されるとの議論もある。(IASB)
- IASBの公開草案へのコメントの多くは、予想損失モデルを支持していた。一方で、事後の予想損失の変動の取扱いについては反対する意見が多かったとのことだが、具体的にどのような点について賛成・反対が多かったのか。(ASBJ)
- よりフォワード・ルッキング情報を利用して減損を算定するという予想損失モデルの考え方については、概念的には賛成という意見が多かった。しかしながら、当初予想損失を実効金利に反映させる点や、当初認識時の各データを契約期間にわたり保持していなければならないといった点について、実務的な観点から懸念が多く寄せられた。(IASB)
- ASBJの代替提案は、ある意味で発生損失モデルを支持するものだが、その場合には初期に過大の収益が認識され、トリガー事象が発生したときにその分も含めて損失が認識されるが、それでもよいか。(IASB)
- 公開草案の提案のうち、当初予想損失を金融資産の契約期間にわたって配分するという考え方については、企業の貸付行動と整合しており、概念的には支持している。しかし、事後の予想損失の変動をいつの時点で認識するかについては、トリガー事象を識別した時点としたほうが適切であると考えられ、每期予想損失を見積り直すべきという公開草案の提案は支持していない。(ASBJ)
- 印象としては、金融資産を good book と bad book に分けて取り扱うという考え方は、オープン・ポートフォリオの問題を緩和することにつながるように思われる。その場合、重要なのは、2つの book をどのように区分するかという点だろう。(ASBJ)

## (2) 金融負債

ASBJから、公正価値オプションを除き現行のIAS第39号の取扱いを維持するという、金融負債に関するIASBの提案については、おおむね支持をしているが、公正価値により管理している金融負債に対して公正価値オプションを適用した場合については、自己の信用リスクの

変動の要因を含め、公正価値の変動すべてを純損益に認識することが企業の管理の実態を反映しているのではないかと指摘が行われた。

これに対して、IASBにおける議論の中でも、一部からそのような主張があったものの、関係者からのフィードバックの多くは、公正価値により管理されている金融負債であっても、自己の信用リスクの変動から生じる公正価値の変動は、純損益に含めるべきではないというものがあったとの説明がなされた。

### (3) ヘッジ会計

IASBのこれまでの審議で、金融商品と非金融商品いずれも、その中の特定のリスク要素をヘッジ対象とすることが可能であることが、暫定決定されている。これについて、ASBJから、審議の中では、このようなリスク要素をヘッジ指定する場合の要件として、契約で特定されているかが挙げられているが、当該要件が常に必要なものかどうか質問がなされた。

IASBからは、現行の取扱いでは、金融商品については契約で特定されていないリスク要素についてヘッジ対象とすることは可能だが、非金融商品についてはそうでない。暫定決定では、非金融商品に関して、契約で特定されていることを要求することとしたが、それをさらに拡張することが可能か、すなわち、契約で特定されていないリスク要素についても、区分して識別可能で、かつ、測定可能であることを前提として、どのような要件でヘッジ対象として適格とすべきかどうか審議中であるとの説明があった。

## 4. 連結

IASBでは、2008年12月に、現行の連結の基準を置き換え、すべての企業に適用される単一の支配の定義を設けることを目的として、公開草案第10号「連結財務諸表」（以下「ED10」という。）を公表している。このED10により

提案され、最終基準化に向けてその後も検討が続けられているいくつかの論点のうち、(1)議決権が過半数に満たない場合のパワーの考え方（支配的株主の見解）、(2)報告企業のために行動する当事者の取扱い、(3)潜在的議決権や解任権の取扱いについての意見交換を行った。

### (1) 議決権が過半数に満たない場合のパワー（支配的株主の見解）

ED10では、議決権の過半数に満たない場合であっても、例えば、議決権を他の株主よりも多く保有し、他の株主が広く分散しており、組織化されていない場合には、パワーを有し、他の企業を支配し得るとしている。その後も様々な議論が行われ、特に以下の2つの見解について議論がなされていた。

- ① 「能力」の見解…支配の評価に際して、他の企業の活動を左右する能力を有している証拠を求める見解
- ② 「証拠」の見解…支配の評価に際して、他の企業の活動を実際に左右していることを証明する証拠を求める見解

これについて、ASBJから、他の株主の組織化状況や分散の程度を評価することは著しく困難であり、また、他の株主の行動により自らのパワーの有無が変動すると考えることは直感に反することや、議決権の保有については、相対的な割合だけでなく、絶対的な割合も重視すべきであることなどの説明を行った。

これに対して、IASBからは主に以下のような説明があった。

- 現在、連結に関するスタッフドラフトを作成している。その中では、議決権の過半数に満たない場合のパワーについて、その判定に関する明確な線引き（bright line）を示すことは、取引を仕組む機会を生むことにもなるため考えていないが、その判定に資するよういくつかの例示を入れることとしている。

- IASBでの審議の中では、議決権が過半数未満の場合には、追加的な証拠が必要であるといったことを話していた。議決権が50%に近いほど、支配の証拠となる。また、議決権が他の株主と比べて大きな差があれば、それが十分な証拠にもなり得ると考えている。
- 2つの見解については、IASBとしては「能力」の見解を選好している。ただし、難しいのは、保有割合が50%から下がっていった場合であり、保有割合の程度によっては、実際に行っているという事実が支配の証拠の一部として必要となる可能性もある。
- 他の株主の分散状況や組織化の要件は難しい問題であり、例えば、40%を持っていて、5%ずつ別の株主が持っている場合などをどのように考えるか、追加的な証拠が必要となるかなど、非常に難しい領域である。

この他、ASBJから、代理人名義の株式保有を特定することの困難性について質問を行ったところ、IASBからは、自分が支配しているかどうかの問題であり、代理人名義で保有している株式は支配を目的にして保有することは想定しづらい。また、議決権や、取締役会の支配をしていて、自分が支配していることが明らかであれば、調査する意義に乏しいとの説明があった。

## (2) 報告企業のために行動を行う当事者

ED10では、報告企業以外の当事者が報告企業のために行動する場合の取扱いと、そのような当事者となる例が示されており、その後の審議では、報告企業がそのような当事者を自らのために行動するよう左右できる場合に、当該当事者が持つ関与や持分を支配の評価に際して、自らのものとして考慮することが明確化されている。

これについて、ASBJからは、このような報告企業と関係のある当事者の関与や持分を考慮

する方向性には賛成であるものの、当事者の行動を左右できるかどうかを特定することは特に通常の事業を営む会社については困難であり、実行可能性を確保するための一定の指針も必要ではないかといった説明を行った。

IASBからは、連結のスタッフドラフトでは、ED10におけるIAS第24号の関連当事者などの例を拡張しており、また、当事者との関係がどのような場合に考慮するかを判断することとしている。ただし、法域等により、その判断は異なり得るものでもあり、可能な限りそれに資するような指針を入れたいと考えているとの説明がなされた。

## (3) 潜在的議決権や解任権の取扱い（他の企業の活動を左右することを妨げる能力）

ED10では、オプション等の潜在的議決権や解任権についても、支配の評価に際しての取扱いが示されており、その後のIASBの審議でもどのような場合にそれらの権利を考慮すべきかが引き続き検討されている。これについて、ASBJから、それらの権利を支配の評価において考慮する考え方には同意できるものの、それらの権利は、他の株主の支配を妨げる権利にはなり得るが、「現在のパワー」とはいえず、それらを保有するだけで自ら他の企業を支配していると判断することは難しく、行使される可能性が非常に高いか、過去に行っている事実がある場合など一定の状況に限定すべきではないかとの説明を行った。

IASBからは、いずれの権利も実質的である場合には考慮すべきであると考えているが、それを文章にすることが非常に難しい論点でもあるとの意見があった。また、潜在的議決権については、すべての事実や状況を考慮する必要があり、現在の連結基準（IAS第27号）における実務を考慮し、首尾一貫した指針を設け、取引を仕組む機会を狭めることが必要と考えてい



るとの意見があった。

## 5. リース

IASB と FASB が共同で 2010 年 8 月に公表した公開草案「リース」(以下「リース ED」という。)で提案されている会計処理について、貸手の会計処理を中心に、(1)貸手の会計処理に関するアプローチの使い分け、(2)収益認識 ED における支配の移転の概念との整合性、(3)履行義務アプローチにおける結合表示の考え方について意見交換を行い、また、借手と貸手の共通論点として、(4)オプション付リースの取扱いについても意見交換を行った。

### (1) 貸手の会計処理に関するアプローチの使い分け

ASBJ から、リース ED では、貸手の会計処理について、貸手が留保する原資産のリスクと便益の観点から、(a)履行義務アプローチ、(b)認識中止アプローチ、(c)原資産の売買の 3 つの分類が設けられていると考えられるが、原資産の売買を包含するアプローチとして全部認識中止アプローチを位置付け、認識中止アプローチ(又は原資産の売買)と履行義務アプローチという 2 つの分類で捉えるほうが分かりやすいのではないかとの説明がなされた。

IASB からは、認識中止アプローチを、極めて原資産の売買に近い取引にのみ適用される適用範囲の狭いアプローチと定義するのであれば、原資産の売買と認識中止アプローチの違いを認識する意義は乏しいということになるが、現時点においては、より広範囲に認識中止アプローチが適用されることを期待しているため、原資産の売買処理と認識中止アプローチの区別は必要と考えているとの説明があった。また、履行義務アプローチは FASB のメンバーの過半によって支持され、認識中止アプローチは IASB のメンバーの過半によって支持されている状況にお

いて、リース ED 段階では、両者が折り合うため、認識中止アプローチを限定的な取引にのみ適用する方向で提案し公表することとした経緯があり、各アプローチを明記し、適用される要件を示すことで両アプローチの支持、不支持のコメントを求め、そのコメントを受け再度検討することを考えているとの説明があった。

### (2) 収益認識 ED における支配の移転の概念との整合性

収益認識の公開草案では、財又はサービスに対する支配を顧客が獲得したときに財又はサービスは顧客に移転し、履行義務が充足され、収益が認識されるとしている。一方、リース ED では貸手が原資産に伴う重要なリスク又は便益にさらされている水準に応じて履行義務アプローチと認識中止アプローチを使い分けることを要求している。これについて、ASBJ から、例えば、ある固定資産を、その耐用年数の半分の期間リースする取引と、譲渡人が利益保証を与える譲渡取引といった一定のリスクを貸手又は譲渡人が留保する取引の間で、両者の会計処理が整合しなくなる懸念があるとの説明がなされた。

IASB からは、リース ED では、貸手の収益認識について、異なる理論的背景をもつ履行義務アプローチと認識中止アプローチという 2 つのアプローチを混合したモデルとなっており、これが収益認識 ED のモデルとの不整合を生じさせている 1 つの要因であると考えているとの説明がなされた。また、リース ED で、この 2 つのアプローチを使い分けるツールとしてリスクと便益の概念を利用しているのは、他により優れたツールが見つからないからという消極的な理由ともいえるため、もっと実効性のある優れた他の方法があればぜひ提案してほしいとの要請があった。

### (3) 履行義務アプローチにおける結合表示の考え方

ASBJ から、履行義務アプローチの場合の二重計上の懸念に応えるため、リース ED で提案されている結合表示（原資産、リース債権及び履行義務を別個に表示した上で、その合計の純額を正味リース資産として表示する方法）について、資産側に計上される履行義務の意味が分かりづらく、依然、1つのキャッシュ・フローの裏付けに対して2つの資産が計上されているとの誤解を招くおそれがあるため、相互依存関係がより強いと考えられるリース債権と履行義務を結合表示する方法や、収益認識 ED との整合性から、それらを純額で直接表示することも考えられるのではないかと提案が行われた。

IASB からは、リース債権と履行義務を純額とすると、原資産はそのまま計上されることになるが、これは原資産のうち、使用権の価値部分が移転している事実を反映していない表示になると考えられるとの説明があった。IASB のあるメンバーからは、リース取引は原資産の引渡しにより借手が使用でき、未履行契約ではなくなるため、リース債権を履行義務と純額表示すべきでないとする意見があった。一方、別のメンバーからは、履行義務アプローチでは、原資産の引き渡し後もそれを借手に使用させ続ける義務を負っており、リース開始時点では未履行と考えることもできるとの意見もあった。

また、収益認識との整合性を考える上で重要なことは、支配の移転の対象が何かを明確にすることであり、リース ED では、使用権は原資産の一部ではなく、原資産とは不可分でありながらも独立した資産と位置付けているとの説明もあり、こうした議論は、アプローチをどちらか1つに収斂させていく作業ともいえるとの説明があった。

### (4) オプション付リースの取扱い

リース ED では、リースを延長又は解約するあらゆるオプションの影響を考慮して、起こり得る各リース期間の発生の可能性（蓋然性）を見積ることにより、リース期間を決定することを求めており、そこでリース期間は、「発生しない可能性よりも発生する可能性の方が高い（発生する可能性が50%超となる）」となる最長の起こり得るリース期間とされている。

ASBJ から、この提案では見積りの要素が多く、結果的に信頼性のある財務情報にならず、その有用性の低下が懸念されるため、より高い蓋然性の閾値、例えば、解約不能リース期間に加え、「発生可能性の高い（Probable）リース期間」といった、「発生する可能性が50%超となる（more likely than not）」より高い水準の閾値によることが、现阶段で1つの解決方法ではないかと考えているとの説明がなされた。

IASB からは、想定するリース期間が長ければ長いほど、その見積りが難しくなることは承知しているが、これに代わる良い方法を提案してほしいとの要請があった。ただし、解約不能リース期間に加え、「発生の可能性が高い（Probable）リース期間」とすると、その想定する閾値が高すぎ、取引を仕組む機会を与えてしまう懸念も残るとの指摘がなされた。

## 6. IFRS の解釈に関する問題点への対応

1. に記載のとおり、ASBJ では、市場関係者とともに IFRS の任意適用にあたっての実務上の適用に関する支援を行っている。日本全体に影響があるような IFRS の解釈に関する重要な問題が生じた場合、ASBJ は市場関係者の意見を集約して、IASB に相談することを考えている。今回の審議では、その IFRS 導入準備タスクフォース及び IFRS 実務対応グループで議論が行われた IFRS の解釈に関する問題について意見交換を行った。ASBJ と IASB は、これ

らの問題に対処するために引き続き協力を行うことを確認した。

## 7. 収益認識

IASB が 2010 年 6 月に公表した公開草案「顧客との契約から生じる収益」(ED) に関して、(1)履行義務の識別、(2)返品権を含む、支配の移転の概念、(3)製品保証の会計処理について意見交換を行った。

### (1) 履行義務の識別

#### ① 履行義務の識別の要件

ED では、履行義務の識別の要件を、(a)企業(又はその他の企業)が、同一の又は類似する財又はサービスを別個に販売している、又は(b)財又はサービスが、(ア)区別できる機能がある、及び、(イ)区別できる利益マージンがあるという双方の条件を満たすために、企業が、これを別個に販売し得る、のいずれかを満たす場合としている。これについて、ASBJ から、以下の提案及び質問がなされた。

- 他の企業を参照した場合、多くのものが別個に販売されていることから、別個に販売し得る場合に比べて履行義務が細かく区別される可能性があるため、履行義務の識別にあたっては、他の企業を参照すべきではない。
- 「区別できる機能」や「効用」が何を意味するかについて、ASC サブトピック 605—25 の複数要素契約に関するガイダンスにおける「単独で顧客にとっての価値がある」と同程度に、財やサービスが別々に販売し得るという状況を限定するために、明確化を行う必要がある。
- 「区別できる利益マージン」の概念について、「異なる利益マージン」の概念よりもより細かく履行義務を識別することになるのか、また、工事契約以外で、区別できる利益マージンを有すると想定されないケースがあるのか。

IASB からは、他の企業の参照については、当初の趣旨は、他の当事者が財又はサービスを別個に販売しているということは、割合よい指標として、別個の履行義務になるのではないかということであったが、それだけで断定ができる要件にならないかもしれないということを考えていきたい旨が示された。また、一部の関係者は、自らのマーケットに制限して、他の業界まで参照しなくてよいと提案しており、そういうことも検討の余地があると説明された。また、「区別できる機能」については、米国基準の「単独で顧客にとっての価値がある」は、解釈的に問題があると考えられたため使わなかったが、機能についてより明瞭に説明することができるか検討する旨が示された。さらに、「区別できる利益マージン」は、主に工事契約のために書かれたが、必ずしも工事契約に限定しているわけではなく、また、異なる利益マージンではなく、区別できる利益マージンと取替えたのは、同じ利益マージンであるが、別の履行義務として取り扱いたいという状況があると思われたからであり、おそらく現行の工事契約の要件よりは広いものと思われる旨の説明があった。

#### ② 契約の分割と履行義務の識別との関係

ASBJ から、契約の分割と履行義務の識別という 2 つのステップをとらずに、識別された別個の履行義務の価格の相互依存性があるかどうかにより、契約の変更を反映するかどうかを判断すべきであると提案された。

IASB からは、多くが 2 つのステップのアプローチは不明確であるという意見であり、提案は同じ結果を得ようとする 1 つの方法であると考えられるため、審議会にかけたい旨が示された。

### (2) 返品権を含む、支配の移転の概念

ED では、返品権付きの製品販売について、顧客から受け取った対価の全部又は一部につい



て、顧客に返金することが見込まれる場合、企業は、返金負債を認識しなければならないという提案がなされている。これに対して、ASBJから、返品権を伴う販売の会計処理については、基本的に同意するものの、返品権を伴う販売の会計処理を、変動する対価に関連する原則に従って行うべきではなく、不確定な数量を販売している場合に関する原則を定めるべきであるという提案がなされた。

IASBからは、提案された会計処理は、現行の返品権の実務とかなり整合性があると思うので、大幅な変更を提案したということではないが、測定というよりも販売数量の不確実性の問題として考えている旨が説明された。

### (3) 製品保証

EDでは、目的に応じて2つの製品保証に分けるという提案を行っている。

その目的が、製品の潜在的な欠陥（すなわち、製品の移転時に存在しているが、まだ顕在化していない欠陥）についての保護を顧客に与えることである場合（品質保証的な製品保証）には、当該保証は製品を移転する履行義務のほかの履行義務を生じさせない。一方、製品保証の目的が、製品が顧客に移転された後に生じる不良への保護を顧客に与えることである場合（保険的な製品保証）には、当該保証は、約束した製品を移転する履行義務に加えて、製品保証サービスに係る履行義務を生じる。

これに対して、ASBJから、品質保証的な製品保証について、未充足の履行義務とみる販売不成立アプローチを適用することは適当ではなく、欠陥のある製品を交換・修理するという負債をIAS第37号に従って計上すべきという見解が提案された。

IASBから、審議会は、製品に潜在的な欠陥があるのであれば、契約上の義務を十分充足してないため、全額を収益認識せずに繰り延べることとしたが、多くが、共通して収益の繰延ではなく負債認識すべきという意見であるため再検討する旨が示された。また、定められた仕様のもとで製品が引き渡されてない場合、顧客が本来の意味で製品の支配を獲得していないと考えたが、なぜ企業が棚卸資産を認識し続けるのが難しいという点は理解する旨が示された。

さらに、ASBJから、提案されている会計処理を、販売不成立アプローチから負債アプローチへ変更する可能性はあるのか確認がなされ、IASBから、審議会によりどのような決定がなされるかは分からないが、企業の声として聞こえてくる最も大きい問題の1つであり、改めて審議会にかけなければならないことだと思われる旨の回答があった。

## IV. 次回の予定

2011年4月に東京で開催する予定である。